

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

～労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化～

国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室
課長補佐 高芝利顕

1. 急増する建設業における労働災害

一般社団法人全国土木施工管理技士連合会をはじめ関係各位の弛まないご努力・ご尽力により、建設工事現場における労働災害は、昭和54年から平成22年まで一環して減少を続け、平成25年には死亡事故者数が過去最低水準となるなど、労働災害防止に対して確実に成果をあげてきました。

一方、残念ながら、平成23年から建設業における労働災害は3年連続で増加し、特に、平成26年に入ってから、1月～6月の死亡事故者数（約160人）が前年同期比28.2%の大幅増加となり、死傷事故者数（約7,000人）も前年同期比4.0%の増加となりました。

2. 建設業における労働災害防止対策の更なる取組の必要性

建設業における労働災害が増加傾向にあることは、極めて憂慮すべき問題であり、建設産業を魅力ある産業に発展させるためにも、建設工事現場における労働災害防止の取組は、これまで以上に重要性が増しています。

今後、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会や東日本大震災の復旧・復興工事の本格化などを背景にして、建設工事が増加し、建設工事現場における更なる労働災害の発生が懸念されるところです。

このため、建設工事現場において、労働災害防止対策を実施されている元請負人と下請負人が、それぞれの役割に対する意識を今まで以上に向上させながら、その意識を共有化する取組が必要です。

3. 建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

国土交通省では、平成19年6月に、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」を策定し、その周知に努めてきました。

今般、これを改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図ることとしました。

4. 建設工事現場の労働災害防止対策の実施について

労働安全衛生法では、通常、下請負人は労働者を使用する「事業者」となり、発注者から直接工事を受注する元請負人は、下請負人の労働者を統括的に指導・指示する立場となる「元方事業者（建設業の場合は同時に特定元方事業者）」や足場や建設機械などを下請負人の労働者に使用させる立場となる「注文者」になります。

労働者の災害防止対策は「事業者」である下請負人が自ら使用する労働者に対して実施することが基本ですが、「元方事業者（特定元方事業者）」や「注文者」の立場となる元請負人も、その立場から、下請負人が使用する労働者に対する指導や措置を行うため、お互いの関係が不明確になりやすく、適切な労働災害防止対策が実施されなくなるおそれが

6. 建設業法令遵守ガイドラインの主な改訂内容

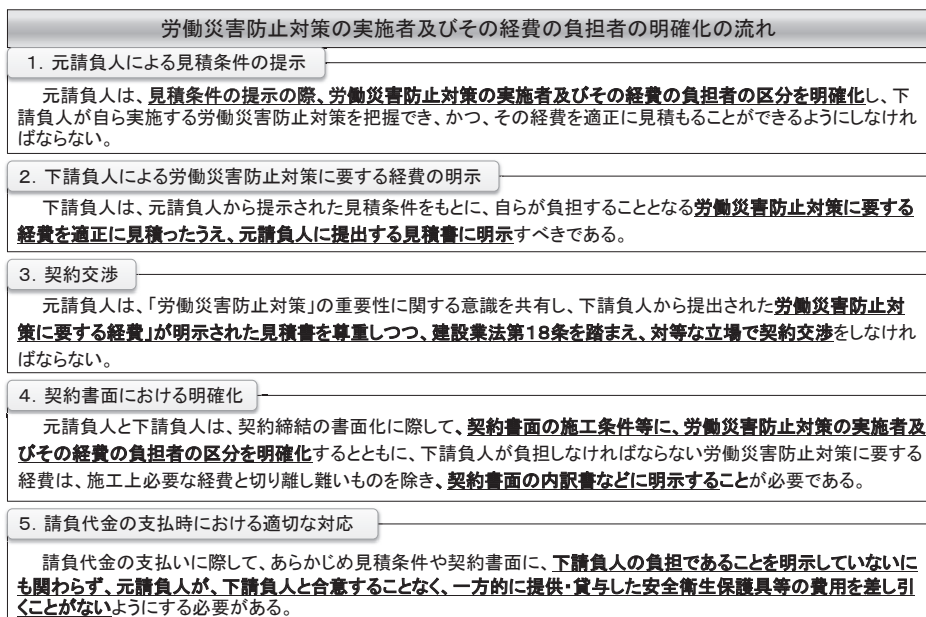
こうしたことを踏まえ、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図ることを目的として、「元方安全管理指針」を建設工事の下請契約に適切に反映させるため、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分の明確化を図ることとしました。

具体的には、「1. 見積条件の提示」「7. 赤伝処理」の内容を改訂し、新たに「12- 3. 労

働災害防止対策」という項目を追加しました。

7. 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分の明確化の流れ

今般の改訂により、元請負人と下請負人が見積・契約段階で実施することとなる取組の流れは【図3】で示された「1. 元請負人による見積条件の提示」「2. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示」「3. 契約交渉」「4. 契約書面における明確化」「5. 請負代金の支払時における適切な対応」です。



【図3】

8. 元請負人による見積条件提示の際の明確化について

元請負人は、下請負人に対して、見積条件を提示する際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積もることができるようにしなければなりません。

元請負人が下請負人に対して、見積条件を

提示する際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確にする方法としては【図4】の例示で示したような「区分表」を作成することが望ましいと考えられます。

また、作成にあたっては【図5】で示したような留意点があります。

なお、工事に使用する資材を提供したり、機械を提供する場合は、具体的な内容の提示を義務づけられている事項（建設業法第19条

元請負人による見積条件提示の際の明確化について①

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**することにより、下請負人が自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握でき、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積もることができるようにしなければならない。(工事に使用する資材を提供し、機械を貸与する場合には、その内容及び方法についても、見積条件として提示する必要がある。(建設業法第19条第1項第9号))

実施者と経費の負担者の区分を明確化するべき労働災害防止対策(区分表)【例示】	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(躯体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

【図4】

元請負人による見積条件提示の際の明確化について②

「実施者及び経費の負担者の区分を明確化するべき労働災害防止対策(区分表)【例示】」に関する留意事項

(1)実施者と経費の負担者の区分を明確化するべき労働災害防止対策は、**下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、**

- ① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項
- ② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項
- ③ 元請負人が労働災害防止対策を実施し、下請負人に経費の負担を求めない事項 である。

なお、1つの労働災害防止対策でも、元請負人が墜落防止機材等を提供し、下請負人が墜落防止機材等を設置する場合など実施者や経費の負担者が異なる労働災害防止対策がある場合には、それぞれの事項を提示すること。

また、②の場合は、元請負人は、見積条件の提示の際に、下請負人に負担を求める経費を明示する必要がある。

(2)前頁の【例示】は、元下間の実施者やその経費の負担者の区分が不明確になりやすい事項の代表的なケースを例示しているため、**工事の内容に応じて、追加・削除・変更等をする必要がある。**

※ 明示すべき事項を抽出するにあたっては、「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表の解説並びに作成要領検討結果報告書」(平成25年3月、建設業労働災害防止協会)を参照。

(3)元請負人が、労働災害防止対策に係る実施者及びその経費の負担者の区分の提示をする際は、**下請負人から内容について追加・削除・変更等を求められた場合には、対等な立場で交渉を行う必要がある。**

【図5】

第1項第9号)に該当するため、その内容及び方法についても、見積条件として提示する必要があります。

9. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示について

下請負人は、元請負人から、労働災害防止対策の実施者と経費の負担者が明確化された見積条件の提示を受けた際には、これを踏ま

え、労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、できる限り見積書に明示してください。

これは、労働災害防止対策に要する経費は、「通常必要と認められる原価」に含まれるものですので、これを明示することは、必

要な工事原価を確保するという観点から必要であるからです。

なお、明示するにあたっては、【図6】で示したような留意点があります。

労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書の作成とこれを尊重した契約交渉について
下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積ったうえ、元請負人に提出する見積書に明示すべきである。 元請負人と下請負人は、労働災害防止対策の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉を行う必要がある。
労働災害防止対策に要する経費の明示に関する留意事項 (1) 下請負人が明示する労働災害防止対策に要する経費は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、元請負人が明確化した「① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項」である。 (2) 契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、可能な限り、その根拠を明確にすべきである。 (3) 「② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項」がある場合は、元請負人が明示した経費についても、併せて明示すべきである。
契約交渉に関する留意事項 労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがある。

【図6】

10. 契約交渉

また、元請負人は、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条の「各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結」するという規定を踏まえた交渉を行ってください。

なお、先述のとおり、労働災害防止対策に要する経費は、「通常必要と認められる原価」に含まれるものですので、これを一方的に削減したり、これを含めない金額で請負契約を締結し、その結果、請負金額が「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合は、取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがありますので、元請負人は注意が必要です。

11. 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を記載し明確化することが必要です。【図7】

契約締結の書面化が、建設業法第19条に規定されている主旨は、当事者間の権利義務関係を明確にすることにより後日の紛争を防止することにあるため、その主旨から、元請負人が見積条件の提示に際し、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化した内容が、契約交渉の結果、最終的にどのようなかについて、契約時に書面にしなければ、明確化した意味が失われ、後日、紛争に発展するおそれがあります。

したがって、契約締結に際しては、最終的に合意した実施者及び負担者の区分の内容について、施工条件等に記載する必要があります。

契約書面における明確化について

元請負人と下請負人は、契約の書面化に際して、施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を記載し明確化する(図4の例示にあるような区分表を作成する場合は、それを添付するなど)とともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することにより、労働災害防止対策に要する経費の透明性を確保することが必要である。

内訳書【例示】	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全带		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛け能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

【図7】

ただし、元請負人が見積条件の提示の際に作成した内容に変更がなければ、契約書にそれを添付するなどの対応が可能であると考えられます。

また、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

施工上必要な経費と切り離し難いものを除いている理由は、多くの場合、作業に併せて実施する労働災害防止対策に要する手間など施工上必要な経費と切り離しがたいものは、直接工事費の労務費などで積算されるためです。

労働災害防止対策は、主に元方事業者と労働者を使用する事業者とにより実施されますが、関係請負人が工事の一部を他の事業者に請け負わせる場合、元方事業者と労働者を使用する事業者との間に直接契約関係がなくなるため、元方事業者が措置していた労働災害防止対策に要する経費が不透明になり、労働災

害防止対策の実施に要する経費の負担者を明確化した主旨が損なわれるおそれがあります。

したがって、請負金額のうち労働災害防止対策に要する経費をはっきりさせることは、労働災害防止対策に要する経費をいわゆる「中抜き」の対象とすることを防止し、実際に労働災害防止対策の経費を負担する下請負人に当該経費が行き渡ることに関わり、結果として、労働災害防止対策に要する経費の透明性が確保されることとなります。

12. 請負代金の支払時における適切な対応について

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や平成21年度から開設している「建設業取引適正化センター」には「見積や契約時に提示されていないにも関わらず、施工中に元請から一方的に提供・貸与を受けたヘルメット等の費用を請負代金の支払い時に差し引かれた」との相談が寄せられています。こうした行為は、いわゆる「赤伝処理」

に該当し、建設業法に違反又は違反するおそれがあるため、請負代金の支払いに際して留意する必要があります。

なお、今回の改訂や内容に関わらず、見積や契約時に明示されず、下請負人の合意がないまま、請負代金から一方的に経費を差し引く行為は、20条3項や19条に違反しますので、改めて注意してください。

13. 関係請負人における同様の対応について

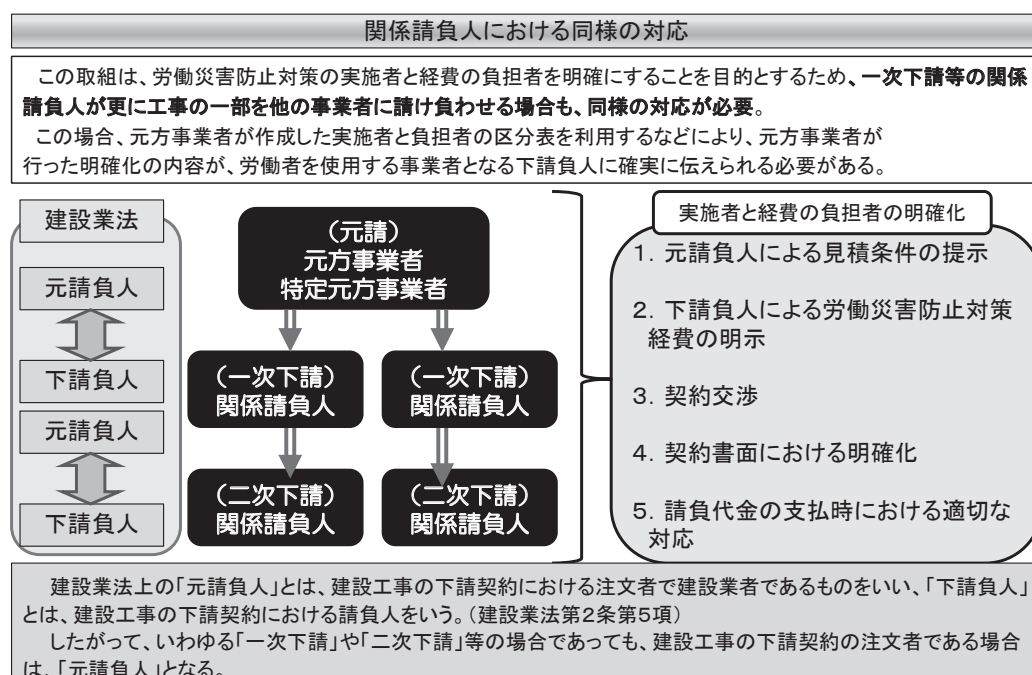
これまでの、元方事業者となる元請負人と直接契約する一次下請負人との関係をイメージして説明してきましたが、建設業法における「元請負人」「下請負人」は、下請契約における注文者と請負人を指しており、また、この取組は、労働災害防止対策の実施者と経費の負担者を明確にすることを目的としてい

ますので、一次下請負人が二次下請負人に工事の一部を請け負わせる場合も、これまでお示してきたものと同様の対応が必要になります。【図8】

ただし、この場合は、元方事業者が作成した実施者と負担者の区分表を利用するなど、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する二次下請負人等に確実に伝えられる必要がありますので、ご注意願います。

14. まとめ

以上が、今般の改訂の内容ですが、契約内容を出来る限り詳細かつ具体的に書面に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことは、労働災害防止対策に限らず、契約内容全般に言えることですので、これを機会に改めて、その主旨を踏まえた対応をお願いいたします。



【図8】